様式第10（第48条関係）（平12総府令94・平19環省令11・一部改正、平30環省令8・旧様式第8繰下・一部改正、令2環省令9・一部改正）

（表）

第　　号

身分証明書

この証明書を携帯する者は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第50条に規定する権限を行う希少野生動植物種保存取締官である。

写　真

官職及び氏名

生年月日

年　月　日発行

環境大臣　印

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第50条　環境大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第８条、第11条第１項若しくは第３項、第14条第１項若しくは第３項、第18条、第19条第１項、第35条、第40条第１項若しくは第２項又は第41条第１項に規定する権限の一部を行わせることができる。

２　前項の規定により環境大臣の権限の一部を行う職員（次項において「希少野生動植物種保存取締官」という。）は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　略

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。